

令和5年12月13日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

# 諮問第182号の概要

## (作物統計調査の変更)

# 1. 作物の生産状況に関する統計調査 (注)

## 基幹統計調査

### 作物統計調査 (①)

(農林水産省・毎年)

《調査内容》

- ① 耕地面積
- ② 水稲の作付面積、作柄概況、予想収穫量、収穫量
- ③ 水稲以外の作物ごとの作付面積、収穫量

《対象作物》

- 水稲、陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物、茶、果樹、野菜、花き

今回(令和5年12月)の諮問案件

## 一般統計調査

### 特定作物統計調査 (②)

(農林水産省・毎年)

- 豆類(小豆、いんげん、らっかせい)、こんにゃく、いも、い草の作付面積、収穫量等を把握

### 地域特産野菜生産状況調査 (③)

(農林水産省・2年周期)

- ①②の調査対象とならない地域特産野菜(うど、せり、オクラ等)の作付面積、収穫量等を把握

### 特用林産物生産統計調査

(農林水産省・毎年)

- ①②③の調査対象とならないキノコ類、山菜類、木炭等の生産量等を把握

### 花木等生産状況調査

(農林水産省・毎年)

- 花きのうち、①の調査対象とならない花木類、芝等の作付面積、出荷量等を把握

(注) 調査対象となる作物は、各調査間で重複しないよう設定されている。

## 2. 作物統計調査の概要（現行計画）

### 調査の目的

耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備する。

### 調査実施課

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課

### 作物統計調査の構成

調査区分		調査対象地域	対象作物 (注1)	調査方法 (注2)	調査時点	主な公表事項
面積調査	耕地面積調査	全国	-	実測調査	7月15日	耕地の田畑別面積、拡張及びかい廃面積
	作付面積調査	全国 (水稲以外については、多くの作物について、3年又は6年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査(注3))	水稲 水稲以外	実測調査 関係団体に対する郵送・オンライン調査 (地方農政局等経由)	7月15日 多くの作物について、収穫量調査と一体的に把握	作物の品目別作付面積
作況調査	作柄概況調査	一部地域(注4)	水稲	実測調査	8月15日	10アール当たり予想収量
	予想収穫量調査	全国	水稲	実測調査	9月25日 10月25日	予想収穫量
	収穫量調査	全国 (水稲以外については、多くの作物について、6年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査(注3))	水稲 水稲以外	実測調査 関係団体・農業経営体に対する郵送・オンライン調査 (地方農政局等経由/オンラインは関係団体のみ)	収穫期 収穫期	収穫量、災害種類別の被害量 作物の品目別収穫量

(注1) 調査対象作物は、水稲、陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物、茶、果樹、野菜、花き

(注2) 「実測調査」とは、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に出向いて状況確認や水稲の刈取りにより情報を収集する調査

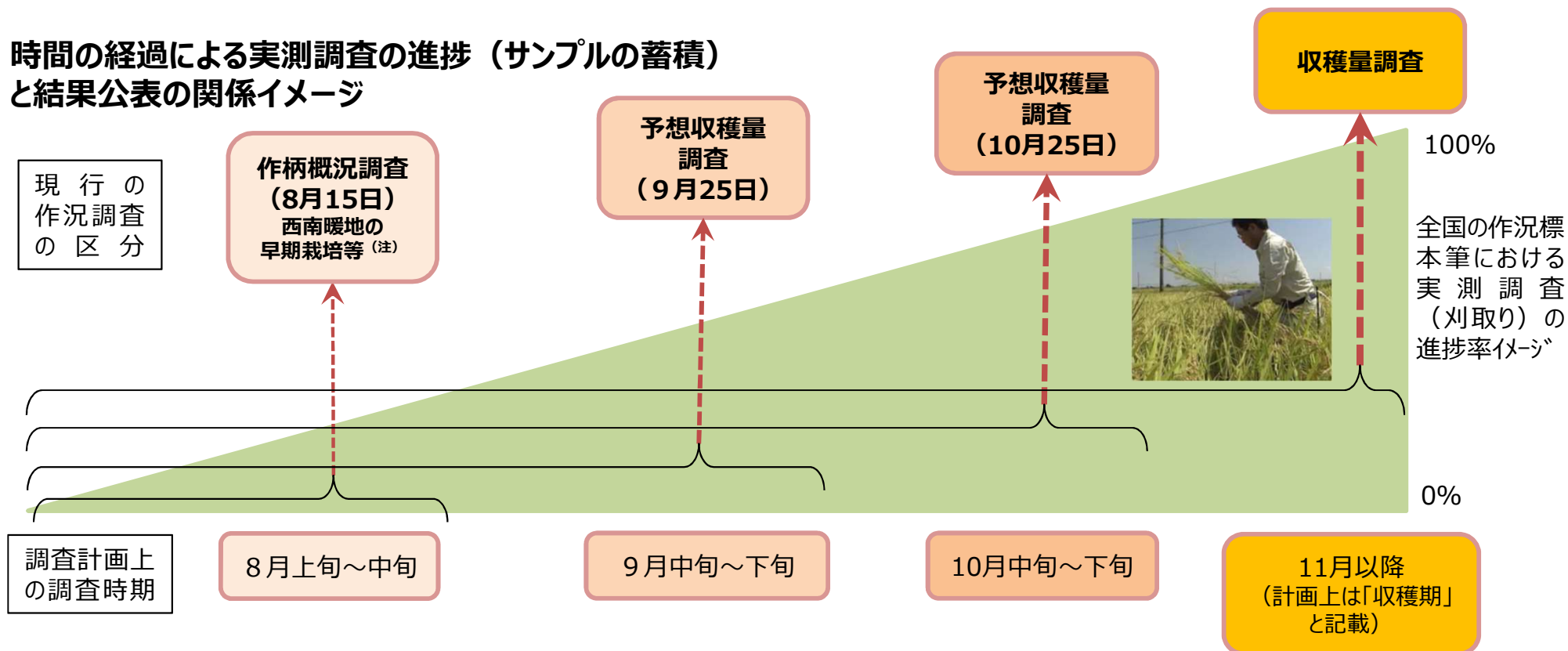
(注3) 主産県調査とは、調査対象品目ごとの全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とする調査

(注4) 作柄概況調査は、以前は、複数の時期について行われていたが、令和2年以降、過去の収量データや気象データなどを用いて作成した予測式に、気象データや衛星データを投入することで予測する手法が順次拡大され、現在、実測調査が残っているのは、8月15日現在の西南暖地の早期栽培等（徳島、高知、宮崎及び鹿児島）の早期栽培並びに沖縄の第一期稲）のみ

# (参考) 水稲の作況調査における実測調査 (水稲の刈取り) と公表の関係

- 水稲の作況調査として行われる実測調査は、「調査対象となる水田 (作況標本筆。約10,000筆) に入り、生育状況を確認するほか、稔った水稲を刈り取り、それを持ち帰って玄米の重さを計測する」ことなどを調査内容とするものであるが、作況調査の集計における特殊性は、調査計画上の調査時期に収集したサンプルのみで、それぞれの時点の集計を行うわけではないという点にある。
- 水稲は、地域ごとに刈取りの時期が異なる。そのため、調査対象となる水田の状況に応じて、計画上の実施時期前であっても、実測調査 (刈取り) によるサンプル収集を行う場合があり、収集されたサンプルは、順次蓄積されていく。
- つまり、「〇月〇日現在の調査結果」というのは、言い換えれば、「刈取りの開始から〇月〇日前後までに刈り取られた全てのサンプルを用いて算定された結果」ということを意味する。
- したがって、時期が進むにしたがって、刈取りによるサンプルが増え、確度の高い集計結果が提供されることになる。

## 時間の経過による実測調査の進捗 (サンプルの蓄積) と結果公表の関係イメージ



(注) 西南暖地の早期栽培等とは、徳島、高知、宮崎及び鹿児島早期栽培並びに沖縄の第一期稲

### 3. 調査結果の主な利活用

- 食料・農業・農村基本計画（最新は令和2年3月31日閣議決定）における**食料自給率**や**生産努力目標**の策定、当該目標達成に向けた生産指導及び達成状況の検証の基礎資料
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づき毎年策定されている「**米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針**」策定の基礎資料
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく「**水田・畑作経営所得安定対策**」における収入減少影響緩和対策額の算定の基礎資料
- 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、**農業共済制度**により国が補填する損害額の認定の基礎資料
- 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の規定に基づき、**主要野菜の集団産地の指定、区域の変更及び解除**を行う際の審査のための基礎資料

# 4. 作物統計調査における今後の変更予定

農林水産省は、作物統計調査について、段階的に変更を予定

今回の諮問	<p><b>民間委託以外の事項について先行して変更</b></p> <p><b>《水稻》</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 実測調査を行う箇所（作況標本筆）の削減（全国約10,000筆→約8,000筆）</li><li>➤ 実測調査により把握する事項の整理・削減（様式第13号の見直し）</li><li>➤ 実測調査に基づく作況調査の公表の集約</li><li>➤ 実態を踏まえた公表時期の修正</li></ul> <p><b>《水稻以外》</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 農業経営体に対する収穫量調査におけるオンライン調査の導入（関係団体に対する調査では、既に導入済み）</li></ul> <p><b>《その他》</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 公表方法としての報告書（印刷物）の取りやめ（インターネットにより情報提供）</li><li>➤ 調査の実態を踏まえた調査計画の記載追加 <span style="float: right;">等（注）</span></li></ul>
令和6年度 諮問予定	<p><b>以下の範囲で、民間委託による郵送・オンライン化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・作付面積調査</li><li>・収穫量調査（水稻以外）</li></ul> <p>※ 以下の範囲については、実測調査を継続</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・耕地面積調査</li><li>・予想収穫量調査・収穫量調査（水稻）</li></ul>

（注）ここに掲げた変更以外で、調査計画や調査票の記載の適正化を図るための形式的な変更も行われる。

# 5. 水稲に関する調査の変更①

## (1) 実測調査を行う箇所（作況標本筆）の削減（予想収穫量調査、収穫量調査）

《現行》 全国約10,000筆

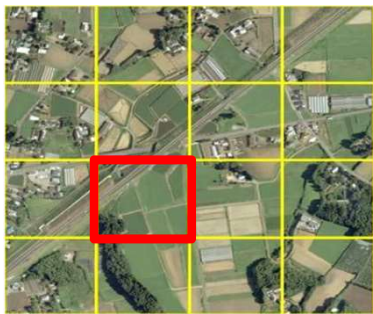


《変更案》 全国約8,000筆

### 《変更理由》

- 全国の作付面積の減少（2010年：約163万ha→2022年：約136万ha）及び収穫量の減少（2010年：約860万トン→2022年：約730万トン）を踏まえ、これまでと同数の箇所数に対して調査を行わなくても、必要な精度が確保できるため

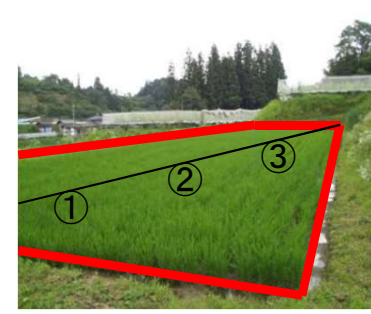
### （参考）作況標本筆の選定手順



母集団  
(約200万単位区)  
全国の全ての土地を単位区  
(原則200メートル四方の土地)  
に区切り、水田が含まれる  
単位区を母集団とする



標本単位区  
(約1万単位区)  
母集団の中から、全国で約1  
万単位区を標本単位区として  
無作為抽出する



作況標本筆  
(約1万筆)  
標本単位区ごとに、水稲が作付けさ  
れている水田の中から無作為に1枚  
の水田を抽出し、作況標本筆とする

水田の対角線上から無作為に抽出した3か所（写真の①②③ / 1㎡分×3か所）が実際の調査箇所

## 5. 水稻に関する調査の変更②

### (2) 実測調査により把握する事項の整理・削減 (様式第13号の見直し)

#### 現 状

- 実測調査で行われている水稻の作況調査については、様式第13号の調査票（水稻作況標本（基準）筆調査票）を共通様式として用い、職員・調査員が、生育の段階ごとに、必要な欄に記入する形で情報を収集

#### 変更内容・理由

- 調査事項の削減を中心とする調査票様式の全面的見直し

変更理由	削減の例
① 行政記録情報等の活用による把握必要性の低下	➤ は種期、田植期、出穂期、農家の刈取り期 等
② 利活用状況を踏まえた把握事項の削減	➤ 未調製の生もみの重さ（ほ場で刈り取って脱穀したばかりの生もみの重さ） 等
③ 実測調査によらず、予測式を利用した手法に移行したことで、現在は把握していない調査事項の削減 等	➤ 水稻の草丈の長さ、茎の数 等

(注) これらの変更に伴い、集計事項も変更となる。



## 5. 水稲に関する調査の変更③

### (3) 実測調査に基づく作況調査の公表の集約

#### 経緯と現状

- 水稲の作況調査については、3頁の「(参考) 水稲の作況調査における実測調査(水稲の刈取り)と公表の関係」でも記載したとおり、刈取りの進捗(サンプルの蓄積)に伴い、多段階(基本的に9月25日時点以降)で公表が行われている。
- ただし、西南暖地の早期栽培等については、8月前半に刈り取れる地域もあることから、8月15日時点を含め、公表している。



しかし、

- 9月25日時点以降、全国一律に、より確度の高い集計結果の公表がなされる中であって、別途、8月下旬に集計・公表をするための事務負担も重い。



#### 変更案

- 西南暖地の早期栽培等についても、他の地域と同様、9月25日時点以降の公表に集約する。  
(注) 刈取りによるサンプルの収集は、これまで同様、水田の状況等に応じて順次行われる。

# 5. 水稻に関する調査の変更④

## (4) 実態を踏まえた公表時期の修正

### 《変更内容・理由》

- 公表数値の精査に必要となる期間を確実に確保するため、調査計画上の公表時期について、実態に即して修正するもの

※ 現状において、主たる利活用である「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」<sup>(注)</sup>の策定に支障は生じていない。

(注) 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)第4条第1項に基づいて毎年定められている農業施策上の最重要指針。農林水産省の「食料・農業・農村政策審議会」(食糧部会)において、毎年10月に策定・公表され(その後、大きな作柄変動が生じた場合には11月に修正)、生産者等において、次年の生産方針を検討する際の重要な基礎資料として活用されている。

調査・公表の区分		調査計画上の公表時期(現行)	令和4年		令和5年		調査計画上の公表時期(変更案)
			公表実績	結果活用日(注1)	公表実績	結果活用日(注1)	
作付面積調査	総数	10月上旬	R4.10.14	10月20日	R5.10.13	10月19日	10月中旬
	子実用 <sup>(注2)</sup>	11月上旬	R4.11.9	大きな作柄変動がなく開催なし	R5.11.10	大きな作柄変動がなく開催なし	11月中旬
予想収穫量調査	9月25日現在	10月上旬	R4.10.14	10月20日	R5.10.13	10月19日	10月中旬
	10月25日現在	11月上旬	R4.11.9	大きな作柄変動がなく開催なし	R5.11.10	大きな作柄変動がなく開催なし	11月中旬

(注1) 集計結果を用いた食料・農業・農村政策審議会(食糧部会)の開催日

(注2) 子実用とは、飼料用などを除いたもの(主に食用となるもの)

## 5. 水稲以外の作物に関する調査の変更

### ● 農業経営体に対する収穫量調査におけるオンライン調査の導入

報告者	現行	変更案
関係団体等	郵送、オンライン（e-survey、メール）	郵送、 <b>オンライン</b> （e-survey、メール）
農業経営体	郵送	
《変更理由》 回答の選択肢を増やし、回収率の向上、負担軽減を図るため		

## 5. その他の変更①

### (1) 公表方法の変更（各調査共通）

現行	変更案
インターネット、 <b>印刷物</b>	インターネット
《変更理由》 データの利活用上、インターネット提供により迅速な情報提供を行っている一方、報告書作成時の労力の負担軽減を図る必要があるため	

## 5. その他の変更②

### (2) 調査の実態を踏まえた調査計画の記載追加

#### ① 調査の実施時期についての注書を追加

調査区分	調査計画上の実施時期	調査計画に追記する注書の概要
耕地面積調査	7月上旬～7月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 実測調査については、天候状況によって、調査計画に記載した実施時期よりも早期に調査を行う場合がある</li><li>➤ これにより、調査計画上の実施時期より早期に実測調査を終えた地域にあつては、その後、状況に大きな変動が見られなければ、調査計画上の基準日（7月15日時点）の情報として扱う</li></ul>
作付面積調査 (水稻)		
予想収穫量調査 (水稻)	(9月25日現在調査) 9月中旬～9月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 実測調査については、生育状況によって、調査計画に記載した実施時期よりも早期に調査を行う場合がある</li><li>➤ 実測調査により得られた情報は、順次蓄積し、予想収穫量調査（9月25日現在、10月25日現在）、収穫量調査の集計の際に継続して使用する</li></ul>
	(10月25日現在調査) 10月中旬～10月下旬	

#### ② 審査・集計過程における行政記録情報等の活用について記載追加（各調査共通）

- 本調査においては、従前から、結果精度向上のため、審査・集計の過程において、行政記録情報等を活用
- しかし、これまで、調査計画にその旨の記載がなかったことから記載を追加するもの

## 6. 過去の答申への対応状況

(平成28年11月18日付け統計委第8号における指摘からの継続事項)

### 統計委員会答申の趣旨 (主産県調査年における全国値の推定方法の検証・検討)

- 水稻以外の作物の多くは、毎年全国調査を実施するわけではない(※)。そのため、全国調査のデータが得られない年については、主産県調査の結果を延長して、全国結果を推計する必要がある。
- 現在は、「主産県調査から得られる最新の増減率を用いる推計方法」(①)が用いられている。しかし、この場合、主産県の増減率を非主産県に当てはめることになる。
- そこで、「直近2回の全国調査から得られる非主産県自身の増減率を用いる推計方法」(②)を用いることも考えられる。



全国調査の時期が到来する作物から順に、①と②の比較検証を行い、現行の推計方法に支障がないことを確認する必要がある。

※作付面積調査については、多くの作物について、3年又は6年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査を実施  
収穫量調査については、多くの作物について、6年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査を実施



- 一通りの検証を終えた結果、①②の間に著しい差異は見られず、現行の推計方法を継続することに問題がないと判断